

米国通商代表、中国知的財産問題の調査を開始

2017年8月21日

JETRO NY 知財部

柳澤、笠原

米国通商代表（USTR）は18日、1974年通商法第301条に基づき中国知的財産問題の調査を開始したと発表¹した。この調査は、14日にトランプ大統領が署名した中国の知的財産権問題に関する大統領覚書²に基づくものである。

プレスリリース資料³によると、まず以下の4つの点について調査するとしている。

- ① 中国政府は、不透明かつ裁量的な行政承認プロセス、合併事業要件、外国資本制限、政府調達、及び米国企業の中国での事業に規制をかけ又は介入するための様々なツールを用いて、中国企業への技術と知的財産の移転を要求していると伝えられている点。
- ② 中国政府の法律・政策等によって、米国企業が中国企業とライセンス交渉やその他の技術関連交渉を行う際に、市場ベースの条件を設定する能力が奪われ、米国企業の中国における技術支配力が弱められていると伝えられている点。
- ③ 最先端の技術と知的財産を取得するとともに、産業計画上重要な分野において大規模な技術移転を生み出すために、中国政府は、中国企業による米国企業への投資や買収を指揮又は不当に促進していると伝えられている点。
- ④ 中国政府が、米国の商用コンピュータネットワークへの不正侵入や、知的財産、トレードシークレット、企業の機密情報のサイバー窃盗を実行もしくは支援しているかどうかという点、さらにはその行為が米国企業に害を及ぼすか、あるいは中国企業や中国の商業分野に競争優位をもたらすかという点。

また、調査の過程において、パブリックコメントの募集及びヒアリングが実施されることとなっている⁴。

以上

¹ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/august/ustr-announces-initiation-section>

² <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/08/14/presidential-memorandum-united-states-trade-representative>

³ <https://ustr.gov/sites/default/files/301/FRN%20China%20301.pdf>

⁴ パブリックコメントの募集（2017年9月28日まで）、ヒアリングの開催（2017年10月10日）、ヒアリング後の反論募集（2017年10月20日まで）